

2009年5月26日

厚生労働大臣 舛添要一 殿

平成21年度ハンセン病問題対策協議会

統一要求書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

本年度の協議会は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（「ハンセン病問題基本法」、以下「基本法」という）の施行後初めて開催される協議会であり、「ハンセン病を正しく理解する週間」に代わって、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められた6月22日に、追悼式に引き続いて開催される記念すべき協議会である。また、今年は療養所開設100周年にあたり、節目の年でもある。本協議会が、基本法前文・第3条等にあるとおり、社会生活全般にわたる被害回復のために、残された未解決の課題に真摯に取り組み、その被害を可能な限り回復することを旨として、実りある協議となるよう、厚生労働省の誠実な対応を求めるものである。

第1 謝罪・名誉回復について

- 1 今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。
- 2 今後毎年6月22日に追悼式を実施することを踏まえ、追悼を目的とする「碑」を、統一交渉団と協議の上建立されたい。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

入所者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も退所者の医療・介護制度等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条。平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年

1月28日付「基本合意書」)。

2 医療体制の整備・充実

(1) 退所者が、ハンセン病療養所において、保険診療適用のもと、退所者給与金の支給停止を伴うことなく、入院治療を受けることができる制度を実施されたい(基本法第16条及び厚生労働省設置法第16条6項)。

(2) ハンセン病及び関連疾病の治療を可能とする医療機関(国立ハンセン病療養所を含む)の設置と医療体制の充実(基本法第16条)

① ハンセン病に関する知識・経験を有する医療従事者を配置すべき医療機関として、国立ハンセン病療養所を含めた複数の医療機関を指定すること(以下、指定医療機関という)

② 指定医療機関においてハンセン病の知識・経験にもとづいた適切な診断・治療を行なうことのできる医師を配置すると同時に、かかる医師を育成すること

③ 上記指定医療機関を基幹とする医療情報提供・治療指導のネットワークを構築すること

④ 委託治療先を紹介した「ハンセン病療養所退所者ハンドブック」の利用状況について追跡調査を実施し、さらなる充実とアクセスの円滑化を図る方策を講じること

3 退所者給与金における物価スライド制の導入

ハンセン病療養所退所者給与金に関し、退所者の生活の安定のため、物価スライド制を導入されたい。

この点に関しては、昨年度協議会の確認事項2(2)にもかかわらず平成21年4月に物価スライド制が導入されなかった。確認事項が実施されなかったことは看過できない事態であり、協議会においてその理由を説明されたい。その上で、平成22年4月には確実に導入することを約束されたい。

4 総合的な社会内生活支援体制の確立

(1) 地方自治体との連携の強化

平成13年度確認事項三の4で確認された、地方自治体との連携による、医療・住宅・介護・相談窓口の設置等の社会生活支援制度を、今後一層、改善・拡充することに努め、未だ不十分な地方自治体に対しては、十分な情報提供を行うとともに、適切な助言・指導を行なうこと。

なお、平成14年度以降、厚労省と地方自治体の関係部署との協議会あるいは意見交換会等の開催の有無及びその内容について明らかにされる

とともに、今後、同種会議に退所者及び非入所者の意見を反映すべく、参加あるいは傍聴等の方策を講じられたい。

(2) 手帳制度（仮称）の導入

国及び地方自治体による社会生活支援制度を、円滑かつ有効に利用するための、手帳（利用証）制度を創設すること。

(3) 偏見差別の解消と家族に対する支援

退所者及び非入所者の安定かつ安心した社会生活の実現のために、本人のみならず、その家族をも視野に入れた偏見差別解消策及び社会内生活支援策を実現すること。

特に、退所者給与金または非入所者給与金を受給している者が死亡したときに、その者と生計を一にしていた遺族（妻及び未成年の子）に対し相当額の給与金を支給する制度を導入すること。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認された。

2 職員定員について

中央省庁等改革基本法及び閣議決定等により、ハンセン病療養所の職員定員数は、年次計画によって削減され続けている。

そのため、入所者の高齢化や障害の重篤化等によりいっそうの人手が必要であるにもかかわらず、定員削減の影響により、入所者に対するケア等の劣化は質量ともに著しい。なお、ハンセン病療養所においては、かつて職員不足を常態とする運営体制の下、国が責任を負うべき療養所の業務全般にわたって「患者作業」に依拠していたところ、基本法第3条1項及び2項の基本理念に照らしても、「患者作業」を担っていた現在の入所者らに対するケア等の低下は、あってはならない。

また、いわゆる「作業返還」以降、入所者が担っていた業務を国の職員に切り替える際に賃金職員が採用された経緯があるが、かかる賃金職員の業務は正

規職員と異なることなく、賃金職員が未だ正規職員とならずに多数残されていることは同一労働同一賃金の原則に反する差別的状況であり、かつ、隔離政策の残滓というべきものである。

しかるに、近時、定員削減によって賃金職員の定員職員となる道が閉ざされ、また、療養所業務の外部委託などが進められている結果、賃金職員に対する従前からの差別的待遇とも相まって、職員における将来への不安が、士気の低下や離職等の問題を生じさせており、入所者の療養生活にも深刻な影響が生じつつある。

かような事態は、基本法第11条に照らし到底容認できない。よって、以下の通り要求する。

- (1) 新たな年次計画等において、削減対象とされる職員定員の母数からハンセン病療養所の職員数を除外すること。
- (2) ハンセン病療養所における業務の外部委託を取り止めること、及び、賃金職員を速やかに定員化（正規職員化）し、必要人員を確保すること。

3 医師の確保について

13の療養所の医師定員数は144名であるところ、現員は127名に留まり、また実際上の常勤医はその半数程度に過ぎず、「社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療」にはほど遠い現状である。このような水準の医療を達成するためには、医師の確保は不可欠であることから、平成19年度の協議会において「引き続き、13療養所における医師の確保に努める」と確認したところである。その確認を踏まえて、以下の通り要求する。

- (1) 厚生労働省は、この1年間の医師定員数確保の取組について報告した上、直ちに欠員を補充すること。
- (2) 基本法第11条に基づき、療養所における医師確保のあり方について、専門的、多角的に検討するために、厚生労働省内に、全療協、施設長協議会、国立病院機構等の代表者等によって構成される専門家会議を設置すること。

第4 真相究明等

1 ハンセン病問題の歴史を伝える建造物・資料等について

- (1) 重監房復元（再現）、重監房跡地及び各療養所の歴史的建造物・資料の保存については、国の責任で行うことを平成20年度協議会で確認しているが、その実現に向けた具体的な事業計画を説明されたい。
- (2) 歴史的建造物・資料については、保存復元（再現）に止まらず、これら

- を有効活用して人権啓発と被害者の名誉回復のための取り組みを行うことが、国の責務であることを確認されたい。
- (3) 重監房に係わる事業については、再現される建物を重監房記念館（仮称）と位置づけ、関係資料を展示して、重監房跡地と共に、ハンセン病患者に対する人権蹂躪の歴史を市民がリアルに学べる人権啓発の場とするよう求める。また、本事業の意義を国民全体で共有できるようにシンポジウム等を開催すると共に、重監房記念館（仮称）の管理運営につき、国が責任をもつことを約束されたい。
 - (4) 各療養所の歴史的資料については、その実態に応じて適切な管理がなされるよう体制を整備されたい。とりわけ、専門的見地からの保存整理と日常的な展示・ガイダンス活動を必要としている療養所については、学芸員を正規に配置するよう、すみやかな対応を求める。
- 2 国立ハンセン病資料館については、新しい委託先（日本科学技術振興財団）のもとで、どのように運営が行われているのか、現状を報告されたい。
 - 3 ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会について、本年5月に大臣に報告書が提出されたが、厚生労働省はそれをどう受けとめ、今後どう具体化するのか、その方針を説明されたい。

第5 将来構想について

- 1 各療養所長が省令に基づいて定める「利用指針」の作成について、各療養所長に対して、どのような指示・指導がなされているのかについて明らかにされたい。特に、入所者の意向を聴取する手続について、どのような指示がなされているのかを明らかにされたい。
- 2 療養所の病床の一部を地域住民が健康保険を適用して入院利用することが、法制度上支障がないことを確認し、その旨を所在地自治体に周知徹底するとともに、療養所長がハンセン病問題基本法第12条に基づき、その旨を決定した場合には、その実現に向けて、予算処置をはじめとして、最大限の配慮をされたい。
- 3 沖縄愛楽園、宮古南静園について策定された将来構想を実現するために、国として最大限の努力をされたい。

以 上